

## 第11号議案

### 品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

#### 1 「損害賠償責任の一部免責制度」の概要、趣旨

地方自治法（以下「法」という。）の改正（平成29年6月9日公布、該当規定は令和2年4月1日施行）により創設された制度（法第243条の2）。

条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定して、それを超える額を免責する旨を定めることが可能になった。

本制度は、賠償責任額を限定することにより、長や職員等の職務執行に対する委縮効果を低減させること等を目的としており、区として導入する必要性があるものである。

#### 2 一部免責の対象となる損害賠償責任について

本制度の適用対象として想定される損害賠償責任は、法第242条の2第1項第4号に基づく住民訴訟が提起され、判決により長等の損害賠償責任が認められたものであって、職務執行にあたり善意でかつ重大な過失がないものである。なお、現在、区において、継続している住民訴訟は存在していない。

#### 3 条例概要

##### 第1条（趣旨）

法の規定に基づき、区長等の損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定める。

##### 第2条（損害賠償責任の一部免責）

区長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときに、区長等の負うべき賠償責任額から、第3条に定める額（最低限負担すべき額）を超える額が免責される旨を定める。

##### 第3条（法第243条の2第1項の条例で定める額）

最低限負担すべき額を定める。

なお、条例案における最低限負担すべき額は、政令で定める基準と同一としている。

(最低限負担すべき額)

区長	基準給与年額 (※) × 6
副区長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員	基準給与年額 × 4
区職員	基準給与年額 × 1

※ 基準給与年額は、「給料（報酬）＋期末・勤勉手当＋その他手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等は除く。）」となる。

付則

令和4年4月1日から施行する。また、施行日以後の区長等の行為に係る賠償責任について、本条例が適用される旨を定める。

#### 4 他自治体における制定状況

##### 369 自治体

(内訳) 都道府県 41、市 168、町 143、村 15、特別区 2

(都内の状況)

都 東京都 (令和2年4月1日施行)

区部 中央区 (令和2年4月1日施行)

港区 (令和2年7月7日施行)

市部 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、狛江市、東久留米市、武蔵村山市